

# 第 355 回

## 広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和6年5月13日)



## 第355回広島県内水面漁場管理委員会議事録

### 1 開催日時及び場所

日 時 令和6年5月13日(月)午後2時15分～午後2時48分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室  
(広島市中区基町10-52)

### 2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和6年5月1日(水)

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 辻 駒 健 二

### 3 出席者

委員(6人) 河合幸一郎、飯尾協、八谷輝行、小池勝、中尾文治、宮林豊

県(5人)	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所呉農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(4人) 福地次長、太田主任、中林主任、青山技師

### 4 傍聴人(利害関係者等)

なし

### 5 議題及び報告結果

#### (1) 付議事項

第25号議案 遊漁規則の変更について

(結 果) 原案のとおり承認された。

#### (2) 報告事項

・漁業法第90条に基づく資源管理の状況等に関する報告について(令和4年度分)

(3) その他

- ・令和6年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について

6 議事の経過

午後2時15分、事務局の福地次長が第355回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は6名で、本委員会が成立していることを報告した。

続いて、副会長挨拶の後、議事録署名者に小池委員と宮林委員を指名し議事に入った。

【第25号議案 遊漁規則の変更について】

議長 それでは議事に入ります。

第25号議案「遊漁規則の変更について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

福地次長 (提案の理由及び根拠規定を説明した。)

青山技師 (資料1-1から1-3により遊漁規則の変更について説明した。また、昨年遊漁規則の変更認可をした水内川漁業協同組合のあゆのリール使用をころがし解禁後にすることについて、1漁期を終えたため状況を確認したところ、あゆのリール使用について何件か問い合わせがあったものの、リール使用に関してのトラブル等の情報は把握していないとのことで、確認を取った限りでは、現状特に問題はないと考えている旨を報告した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

宮林委員 遊漁料の変更はないですね。

青山技師 変更はありません。

宮林委員 それは問題ないですか。

小池委員 遊漁期間が短くなりますが、この時期は釣れないということですからね。

八谷委員 説明をすると、現在、わかさぎ釣りは3つの橋の上から釣るとというのが主流となっており、11月末までは観光客が多いため、2・3年前から、観光協会の方から12月からにしてほしいという要望が出ていました。規則の改正が必要なため、待ってもらおうよう伝えていたところですが、いつまでも改正しないわけにはいかないので、今回遊漁規則の変更認可申請を出ささせていただきました。実際にわかさぎが釣れるのは、11月中旬から4月で、最近よく釣れるようで、多いときには40人から50人ほどの状況となっています。

議長 栈橋等を造り、そこから釣れるようにはできないのでしょうか。

八谷委員 船会社の方へ可能であればそのようにしても構わないということを伝えていますが、

そこに人員を配置する必要があり、採算が合いません。今は岸・橋・ボート・船の4つで釣る方法があり、ボートで釣る人の割合も多くなっています。

議長 期間が変更になったとしても、遊漁者に対してデメリットはないと考えて良いでしょうか。

八谷委員 デメリットはほとんどありません。

議長 2・3週間短くなるということですね。

小池委員 特に不利益が生じることがないということであれば問題ないと思います。

議長 遊漁料はいくらですか。

八谷委員 日券が500円です。年券が2,000円となっています。

議長 特に問題はないように思われますね。

中尾委員 組合員は釣れるということでしょうか。

八谷委員 組合員も一緒です。遊漁規則と合わせて行使規則も一緒に変更します。

中尾委員 分かりました。それであれば問題ないと思います。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、第25号議案については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第25号議案「遊漁規則の変更について」は、異議ない旨を答申することといたします。

**【報告事項 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等に関する報告について（令和4年度分）】**

議長 続いて、報告事項に移ります。

「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等に関する報告について（令和4年度分）」を上程します。県から説明をお願いします。

青山技師 （資料2-1から2-3により令和4年度分の漁業法第90条に基づく資源管理の状況等に関する報告について説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さん、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 この資料2-3のデータから、取り組みや魚種、収入状況の間でこういう傾向があるといった解析はしているのでしょうか。

青山技師 漁協からの情報を取りまとめたもので、統計はとっておりません。

議長 せっかくこのようなデータが上がってきたのだから、傾向等を抽出し、好事例の場合は他の漁協の取り組みの材料にできたらと思います。

福地参事 この報告は、漁業法の改正により、新たに報告事項を国で定め、徴収すると決まっ

た新しい制度となります。実際にそれが適用され、報告されることとなったのは、令和3年度からであるため、今回は2回目の報告となります。今の段階では、昨年度とどう変わったというところしかないような形となっています。ただ、こういった漁協の取り組みを通じ、我々の方で、この組合では漁業権をどのように管理をされているのか、そこでしっかりと成果を出されているのか、いろいろ考えて取り組みをされているのかといったような管理の方法や活用の仕方というところを拝見しております。委員会の方からご意見をいただいたように、他組合の方へ情報提供することで、同じ内容の漁業権を持たれているところでは、成果が出ている取り組みを取り入れるなど、活かしていただければと思っております。

漁業権の方についても、これまでは各漁協から漁業権の計画の要望をいただき、それを基に我々で漁場計画を立てるという方法となっていました。漁業法の改正により、活用の状況を見ながら、きちんと活用されている漁場については活用漁業権ということで、本報告で判断がつく限り今までどおりの計画を立てることが基本とされるため、これが例えば9年分、10年分と積み上がっていく中で、きちんと活用されているということであれば、漁協から多くの資料を提出いただかなくても、計画を立てられる。場合によって、変更の要望があれば、それは別に何うというような形で、次の免許の切り換えの時に活用していけるというような中身の資料となります。

宮林委員 資源維持増殖等のため実施している取組で放流の記載があったり、なかったりなど、各漁協により、書き方が異なっているように見えます。

福地参事 中身がまだ十分でないといったところは漁協ごとにあるかと思うので、もう少し拡充できるようにしたいと考えています。

宮林委員 県として、資源管理の取組について、どのような視点で評価しているかという点も疑問があるため、基準を決めた方が良いと思います。例えば、広島市内水面漁協で宍道湖産のしじみの種苗放流とありますが、これは資源管理の取組としてどう評価しているのかということがあります。これを次の漁業権の免許の根拠とするのであれば、カウントする項目を決めて指示する必要があると思います。

福地参事 資料2-1の一番後ろ側にチェックシートがあり、ある程度の基準はあります。これは国が一律に示しているものなので、「広島県内の漁協の場合は」というところまで、まだ整理ができていないため、今後すり合わせが必要であると考えています。

宮林委員 漁協の手間を取らせるので、上手く活用する必要があると思います。また、遊漁収入状況についても場所によって差があるようですね。

福地参事 第351回の委員会で、山崎委員から「周辺の河川の良し悪しが影響している」とい

うような話があったと思います。

宮林委員 単年度なので分からないかもしれませんが、傾向があるのであれば面白いですね。遊漁者数は出ていないが、金額が出ているというのは遊漁者数を出すのが難しいからですかね。

八谷委員 難しいですよ。

福地参事 額については、会計上きちんと集計されているためと考えられます。

八谷委員 遊漁料が、場所によって本当にまちまちであると思います。それを記載する欄があれば、参考になると思います。

議 長 そうですね。

福地参事 2回目では統計的処理はできず、漁協から報告いただくものの項目を増やすことや変えることも難しいですが、我々の方で、ある程度分析したものを別にお示しするということができるようになるとは思っています。

議 長 江の川と西城川を比較すると、あゆの延べ操業人数が江の川が倍以上となっているが、収入は少ないようですね。

宮林委員 遊漁券収入なので、行使者との違いでしょうね。

議 長 行使権者数というのは、組合員のことなのですね。遊漁券がどれだけ売れたかということがわかる情報はないので、それはあった方が良いでしょうね。

宮林委員 資源管理には関係ないかもしれませんね。

福地参事 漁業権に基づいて遊漁規則を設定して、遊漁者を受入れるという活動となっているため、書き方も含めて少し考えていきたいです。

議 長 こい、うなぎ、ふな、はやは微々たるものですが、あゆやますは遊漁券の額が大きいですし、トータルの額も大きくなりますので、どのくらいの遊漁券が売れたのか、漁協間で検討をするうえで参考として記載があるといいと思います。

他に何かありますでしょうか。それではその他にまいります。

**【その他 令和6年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について】**

議 長 「令和6年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について」を、事務局から説明してください。

福地次長 (資料3により令和6年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について説明した。)

福地参事 第21期の委員さんの皆様は、今年11月末で任期を満了されますので、今年度はこの委員会と並行いたしまして、委員改選の手続きを行って参ります。このため12月

上旬予定の委員会は、第 22 期の委員の初会合となりますので、会長の選出等の議案があります。委員会の議案とは別に、辞令交付や委員会の所掌事務に関するレクチャーを行えるよう、日程調整等させていただきたいと思います。

議 長 令和 6 年度の委員会の開催予定について、ご意見等はございませんか。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。委員の皆様から、何かありますでしょうか。県、事務局からは何かありますか。

ないようですので、これもちまして、第 355 回広島県内水面漁場管理委員会を終了します。慎重審議いただき、ありがとうございました。

(午後 2 時 48 分 閉会)